

◎佐賀県条例第28号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第9条の2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に<u>第1号に掲げる寄附金</u>を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に法第37条の2第1項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第9条の2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、<u>法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き</u>、その理由のやんだ日から2月以内に限り地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金(第1号に掲げる寄附金</u>であって、<u>法第37条の2第2項の規定により総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対するものをいう。</u>)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に<u>同条第1項に規定する特例控除額</u>を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)</p>

改正前	改正後
<p>超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(3) 略 (自動車税の徴収の方法の特例)</p> <p>第113条の3 自動車税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をし、併せて佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収するものとする。</p> <p>附 則 (個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることと</p>	<p>をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(3) 略 (自動車税の徴収の方法の特例)</p> <p>第113条の3 自動車税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収するものとする。</p> <p>附 則 (個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることと</p>

改正前	改正後
<p>なるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>3 略</p> <p>第5条の6 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第</p>	<p>なるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>3 略</p> <p>第5条の6 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第</p>

改正前	改正後
<p>41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u></p> <p><u>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第35条の3の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の4の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p><u>3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の3及び第34条の4の規定の適用については、第34条の3中「前3条」とあるのは</u></p>	<p>41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の3及び第34条の4の規定の適用については、第34条の3中「前3条」とあるのは</u></p>

改正前	改正後
<p>は「前3条及び附則第5条の6第1項」と、第34条の4中「第33条から前条まで」とあるのは「第33条から前条まで及び附則第5条の6第1項」とする。</p> <p>4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p> <p>(個人の県民税の寄附金税額控除に係る特例)</p> <p>第12条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第34条の2第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(法附則第12条の2第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(同条第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p>	<p>「前3条及び附則第5条の6第1項」と、第34条の4中「第33条から前条まで」とあるのは「第33条から前条まで及び附則第5条の6第1項」とする。</p> <p>3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p> <p>(個人の県民税の寄附金税額控除に係る特例)</p> <p>第12条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第34条の2に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、申告特例控除額を当該納税義務者の第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 <u>ガソリン自動車</u>(法附則第12条の2第2項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。)<u>(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)</u>で初めて新規登録等(法附則第12条の2第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(同条第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>次に掲げるガソリン自動車（法附則第12条の2第2項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条において同じ。）</u></p> <p><u>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準（法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(i)の平成30年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準（法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(ii)の平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率（法附則第12条の2第2項第4号イ(2)のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）が平成32年度基準エネルギー消費効率（法附則第12条の2第2項第4号イ(2)の平成32年度</u></p>	<p>取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>ア 平成30年ガソリン軽中量車基準（法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(i)の平成30年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（法附則第12条の2第2項第4号ロ(2)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第18条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当すること。</u></p>	<p><u>イ 平成17年ガソリン軽中量車基準（法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(ii)の平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率（法附則第12条の2第2項第4号イ(2)のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）が平成27年度基準エネルギー消費効率（法附則第12条の2第2項第4号ロ(2)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準（法附則第12条の2第2項第5号イ(1)の平成30年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準（法附則第12条の2第2項第5号イ(2)の平成17年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車（法附則第12条の2第2項第6号の軽油自動車をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>	<p>3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車（法附則第12条の2第2項第6号の軽油自動車をいう。以下この条及び附則第18条の2の3第4項第5号において同じ。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>

改正前	改正後
<p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成28年軽油重量車基準（法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(i)の平成28年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。</p> <p>b 平成21年軽油重量車基準（法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(ii)の平成21年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>(イ) 略</p> <p>4 <u>次に掲げる自動車</u>で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) <u>次に掲げるガソリン自動車</u></p> <p>ア <u>乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素</u></p>	<p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成28年軽油重量車基準（法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(i)の平成28年軽油重量車基準をいう。以下この条及び附則第18条の2の3第4項第5号において同じ。）に適合すること。</p> <p>b 平成21年軽油重量車基準（法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(ii)の平成21年軽油重量車基準をいう。以下この条及び附則第18条の2の3第4項第5号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>(イ) 略</p> <p>4 <u>ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）</u>で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年9月30日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>イ <u>車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(2) <u>石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの</u></p> <p>ア <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(ア) <u>平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸</u></p>	<p>イ <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p style="text-align: left;">ア・イ 略</p>	<p>5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年9月30日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p style="text-align: left;">ア <u>乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p style="text-align: left;">(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p style="text-align: left;">a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p style="text-align: left;">b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p style="text-align: left;">(イ) <u>エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率（法附則第12条の2第2項第4号イ(2)の平成32年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p style="text-align: left;">イ・ウ 略</p>

改正前	改正後
<p>(2) 略</p> <p>6 <u>次に掲げる自動車</u>で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率と</p>	<p>(2) <u>石油ガス自動車（法附則第12条の2第2項第5号の石油ガス自動車をいう。以下この条及び附則第18条の2の3第2項第4号において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準（法附則第12条の2第2項第5号イ(1)の平成30年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第18条の2の3第2項第4号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準（法附則第12条の2第2項第5号イ(2)の平成17年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第18条の2の3第2項第4号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>6 <u>ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）</u>で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年9月30日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得に</p>

改正前	改正後
<p>する。</p> <p><u>(1) 次に掲げるガソリン自動車</u></p> <p><u>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費</u></p>	<p>ついてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。</p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(2) <u>石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>7 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。</p> <p><u>(1) 次に掲げるガソリン自動車</u></p> <p><u>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p>	<p><u>(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>7 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年9月30日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。</p> <p><u>(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸</u></p>

改正前	改正後
<p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる軽油自動車</u></p> <p><u>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ</u></p>	<p><u>化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当すること。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成28年輕油重量車基準に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えな</u></p>	<p>(ア) <u>平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>いこと。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から<u>第13項</u>までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税標準の特例）</p> <p>第18条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。</p>	<p>8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から<u>第12項</u>までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年9月30日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税標準の特例）</p> <p>第18条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が<u>平成31年9月30日</u>までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が<u>平成31年9月30日</u>までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) <u>ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施</u></p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>附則第18条の2第2項第1号又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>附則第18条の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車</u></p>	<p><u>行規則で定めるもの</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(ア) <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(2) <u>附則第18条の2第2項又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(ア) <u>平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) 略</p> <p>3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) <u>附則第18条の2第4項第1号</u>又は第5項第1号に掲げるガソリン自動車</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>附則第18条の2第4項第2号</u>に掲げる石油ガス自動車</p> <p>(4) <u>附則第18条の2第5項第2号ウ</u>に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）</p> <p>4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) <u>附則第18条の2第6項第1号</u>又は第7項第1号に掲げるガソリン自動車</p>	<p>(5) 略</p> <p>3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) <u>附則第18条の2第4項</u>又は第5項第1号に掲げるガソリン自動車</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>附則第18条の2第5項第2号</u>に掲げる石油ガス自動車</p> <p>(4) <u>附則第18条の2第5項第3号ウ</u>に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）</p> <p>4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) <u>附則第18条の2第6項</u>又は第7項第1号に掲げるガソリン自動車</p> <p>(2) <u>次に掲げるガソリン自動車</u></p> <p><u>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) 略</p> <p>(3) <u>附則第18条の2第6項第2号に掲げる石油ガス自動車</u></p> <p>(4) <u>附則第18条の2第7項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）</u></p>	<p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>イ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>附則第18条の2第7項第2号に掲げる石油ガス自動車</u></p> <p>(5) <u>軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラック</u></p>

改正前	改正後
<p>5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。</p>	<p><u>で施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p><u>イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略</p> <p>7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第18条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」と</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第18条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」と</p>

改正前	改正後
<p>いう。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日(第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(以下この条において「バス等」という。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合する</p>	<p>いう。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(以下この条において「バス等」という。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合する</p>

改正前	改正後
<p>もの</p> <p>(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。<u>以下この項から第13項までにおいて同じ。</u>）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの</p> <p>(4) <u>車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの</u></p> <p>10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制</p>	<p>もの</p> <p>(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。<u>次項から第12項までにおいて同じ。</u>）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの</p> <p>10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制</p>

改正前	改正後
<p>御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</p> <p><u>11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p><u>12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適</u></p>	<p>御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</p> <p><u>11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</u></p> <p><u>13</u> バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。</p> <p><u>14</u> 略 （自動車税の税率の特例）</p> <p>第19条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。第4項第1号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。第4項第2号において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていること</p>	<p><u>12</u> バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。</p> <p><u>13</u> 略 （自動車税の税率の特例）</p> <p>第19条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。第4項第1号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることに</p>

改正前	改正後
<p>により大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第4項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第112条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの <u>新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</u></p> <p>(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの <u>新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>2・3 略</p> <p><u>4 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車</u>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) <u>電気自動車</u></p> <p>(2) <u>天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が</u></p>	<p>より大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第4項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成31年度分の自動車税に係る第112条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの</p> <p>(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>2・3 略</p>

改正前	改正後
<p><u>3.5トンを超え12トン以下のもの</u>にあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項及び第8項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号及び同項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(3) <u>充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第8項第3号において同じ。)</u></p> <p>(4) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(第7項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第8項及び第9項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(第7項から第9項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる</u></p>	

改正前		改正後	
<p>自動車に該当するものを除く。第8項第5号において同じ。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(同号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合するもの</p>			
第1項の表の第1号	7,500円	2,000円	
	29,500円	7,500円	
	8,500円	2,500円	
	34,500円	9,000円	
	9,500円	2,500円	
	39,500円	10,000円	
	13,800円	3,500円	
	45,000円	11,500円	
	15,700円	4,000円	
	51,000円	13,000円	
	17,900円	4,500円	
	58,000円	14,500円	
	20,500円	5,500円	
	66,500円	17,000円	
	23,600円	6,000円	
	76,500円	19,500円	
	27,200円	7,000円	
	88,000円	22,000円	
	40,700円	10,500円	
	111,000円	28,000円	

改正前			改正後		
第1項の表の第2号	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>			
	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>			
	<u>9,000円</u>	<u>2,500円</u>			
	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>			
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>			
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>			
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>			
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>			
	<u>22,000円</u>	<u>5,500円</u>			
	<u>30,000円</u>	<u>7,500円</u>			
	<u>35,000円</u>	<u>9,000円</u>			
	<u>29,500円</u>	<u>7,500円</u>			
	<u>40,500円</u>	<u>10,500円</u>			
	<u>4,700円</u>	<u>1,200円</u>			
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>			
	<u>7,500円</u>	<u>2,000円</u>			
	<u>10,200円</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>15,100円</u>	<u>4,000円</u>			
<u>20,600円</u>	<u>5,500円</u>				
第1項の表の第3号	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>26,500円</u>	<u>7,000円</u>			
	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>			

改正前		改正後	
	<u>14,500円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>32,000円</u>	<u>8,000円</u>	
	<u>41,000円</u>	<u>10,500円</u>	
	<u>17,500円</u>	<u>4,500円</u>	
	<u>38,000円</u>	<u>9,500円</u>	
	<u>49,000円</u>	<u>12,500円</u>	
	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>	
	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>	
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>	
	<u>22,500円</u>	<u>6,000円</u>	
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>	
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>	
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>	
	<u>74,000円</u>	<u>18,500円</u>	
	<u>29,000円</u>	<u>7,500円</u>	
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>	
	<u>83,000円</u>	<u>21,000円</u>	
第1項の表の第4号	<u>4,500円</u>	<u>1,500円</u>	
	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>	
	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>	
	<u>5,300円</u>	<u>1,500円</u>	
第1項の表の第5号	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>	
	<u>7,400円</u>	<u>2,000円</u>	
	<u>24,800円</u>	<u>6,500円</u>	

改正前		改正後	
	<u>13,100円</u>		<u>3,500円</u>
	<u>8,400円</u>		<u>2,500円</u>
	<u>6,500円</u>		<u>2,000円</u>
	<u>8,000円</u>		<u>2,000円</u>
	<u>13,800円</u>		<u>3,500円</u>
	<u>18,900円</u>		<u>5,000円</u>
	<u>15,000円</u>		<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>		<u>5,500円</u>
	<u>18,500円</u>		<u>5,000円</u>
	<u>25,500円</u>		<u>6,500円</u>
	<u>22,000円</u>		<u>5,500円</u>
	<u>30,000円</u>		<u>7,500円</u>
	<u>23,600円</u>		<u>6,000円</u>
	<u>27,600円</u>		<u>7,000円</u>
	<u>31,600円</u>		<u>8,000円</u>
	<u>36,000円</u>		<u>9,000円</u>
	<u>40,800円</u>		<u>10,500円</u>
	<u>46,400円</u>		<u>12,000円</u>
	<u>53,200円</u>		<u>13,500円</u>
	<u>61,200円</u>		<u>15,500円</u>
	<u>70,400円</u>		<u>18,000円</u>
	<u>88,800円</u>		<u>22,500円</u>
	<u>13,700円</u>		<u>3,500円</u>
	<u>18,800円</u>		<u>5,000円</u>

改正前			改正後		
	4,500円	1,500円			
	6,000円	1,500円			
第2項の表	3,700円	1,000円			
	5,200円	1,300円			
	4,700円	1,200円			
	6,300円	1,600円			
	8,000円	2,000円			
<p>5 前項の規定の適用がある場合における第112条第3項の規定の適用については、同項中「第1項」とあるのは、「第1項（附則第19条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>					
<p>6 第4項の規定の適用がある場合における第112条第4項の規定の適用については、同項中「第1項及び第2項」とあるのは、「第1項及び第2項（これらの規定が附則第19条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>					
<p>7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第1項の表の第	7,500円	4,000円			

改正前			改正後		
1号		<u>29,500円</u>		<u>15,000円</u>	
		<u>8,500円</u>		<u>4,500円</u>	
		<u>34,500円</u>		<u>17,500円</u>	
		<u>9,500円</u>		<u>5,000円</u>	
		<u>39,500円</u>		<u>20,000円</u>	
		<u>13,800円</u>		<u>7,000円</u>	
		<u>45,000円</u>		<u>22,500円</u>	
		<u>15,700円</u>		<u>8,000円</u>	
		<u>51,000円</u>		<u>25,500円</u>	
		<u>17,900円</u>		<u>9,000円</u>	
		<u>58,000円</u>		<u>29,000円</u>	
		<u>20,500円</u>		<u>10,500円</u>	
		<u>66,500円</u>		<u>33,500円</u>	
		<u>23,600円</u>		<u>12,000円</u>	
		<u>76,500円</u>		<u>38,500円</u>	
		<u>27,200円</u>		<u>14,000円</u>	
		<u>88,000円</u>		<u>44,000円</u>	
		<u>40,700円</u>		<u>20,500円</u>	
		<u>111,000円</u>		<u>55,500円</u>	
	第1項の表の第2号		<u>6,500円</u>		<u>3,500円</u>
		<u>8,000円</u>		<u>4,000円</u>	
		<u>9,000円</u>		<u>4,500円</u>	
		<u>11,500円</u>		<u>6,000円</u>	
		<u>12,000円</u>		<u>6,000円</u>	

改正前		改正後	
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>	
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>	
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>	
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>	
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>	
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>	
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>	
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>	
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>	
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>	
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>	
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>	
	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>	
	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>	
第1項の表の第 3号	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>	
	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>	
	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>	
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>	
	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>	
	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>	
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>	
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>	

改正前		改正後	
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>	
	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>	
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>	
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>	
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>	
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>	
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>	
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>	
	<u>74,000円</u>	<u>37,000円</u>	
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>	
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>	
	<u>83,000円</u>	<u>41,500円</u>	
<u>第1項の表の第4号</u>	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>	
	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>	
	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>	
	<u>5,300円</u>	<u>3,000円</u>	
<u>第1項の表の第5号</u>	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>	
	<u>7,400円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>24,800円</u>	<u>12,500円</u>	
	<u>13,100円</u>	<u>7,000円</u>	
	<u>8,400円</u>	<u>4,500円</u>	
	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>	
	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>13,800円</u>	<u>7,000円</u>	

改正前		改正後	
	<u>18,900円</u>	<u>9,500円</u>	
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>	
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>	
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>	
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>	
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>	
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>	
	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>	
	<u>27,600円</u>	<u>14,000円</u>	
	<u>31,600円</u>	<u>16,000円</u>	
	<u>36,000円</u>	<u>18,000円</u>	
	<u>40,800円</u>	<u>20,500円</u>	
	<u>46,400円</u>	<u>23,500円</u>	
	<u>53,200円</u>	<u>27,000円</u>	
	<u>61,200円</u>	<u>31,000円</u>	
	<u>70,400円</u>	<u>35,500円</u>	
	<u>88,800円</u>	<u>44,500円</u>	
	<u>13,700円</u>	<u>7,000円</u>	
	<u>18,800円</u>	<u>9,500円</u>	
	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>	
	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>	
<u>第2項の表</u>	<u>3,700円</u>	<u>1,800円</u>	
	<u>5,200円</u>	<u>2,600円</u>	
	<u>4,700円</u>	<u>2,300円</u>	

改正前			改正後		
	6,300円	3,200円			
	8,000円	4,000円			
8	次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、 <u>第4項</u> の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		4	次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、 <u>次の表</u> の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
(1)	略		(1)	略	
(2)	天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた <u>排出ガス保安基準</u> で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの		(2)	天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた <u>自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準</u> （以下この項において「 <u>排出ガス保安基準</u> 」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた <u>排出ガス保安基準</u> で施行規則で定めるもの（以下この号において「 <u>平成21年天然ガス車基準</u> 」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの	
(3)	充電機能付電力併用自動車		(3)	充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので <u>施行規則で定めるものをいう。</u> ）	
(4)	<u>エネルギー消費効率</u> が平成32年度基準エネルギー消費効率		(4)	<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u> （昭和54年法律第	

改正前	改正後									
<p>に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの</p>	<p>49号) 第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの</p> <table border="1" data-bbox="1160 1238 2033 1382"> <tr> <td data-bbox="1160 1238 1406 1286">第1項の表の第</td> <td data-bbox="1406 1238 1720 1286">7,500円</td> <td data-bbox="1720 1238 2033 1286">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1286 1406 1334">1号</td> <td data-bbox="1406 1286 1720 1334">29,500円</td> <td data-bbox="1720 1286 2033 1334">7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1334 1720 1382">8,500円</td> <td data-bbox="1720 1334 2033 1382">2,500円</td> </tr> </table>	第1項の表の第	7,500円	2,000円	1号	29,500円	7,500円		8,500円	2,500円
第1項の表の第	7,500円	2,000円								
1号	29,500円	7,500円								
	8,500円	2,500円								

改正前	改正後		
		<u>34,500円</u>	<u>9,000円</u>
		<u>9,500円</u>	<u>2,500円</u>
		<u>39,500円</u>	<u>10,000円</u>
		<u>13,800円</u>	<u>3,500円</u>
		<u>45,000円</u>	<u>11,500円</u>
		<u>15,700円</u>	<u>4,000円</u>
		<u>51,000円</u>	<u>13,000円</u>
		<u>17,900円</u>	<u>4,500円</u>
		<u>58,000円</u>	<u>14,500円</u>
		<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
		<u>66,500円</u>	<u>17,000円</u>
		<u>23,600円</u>	<u>6,000円</u>
		<u>76,500円</u>	<u>19,500円</u>
		<u>27,200円</u>	<u>7,000円</u>
		<u>88,000円</u>	<u>22,000円</u>
		<u>40,700円</u>	<u>10,500円</u>
		<u>111,000円</u>	<u>28,000円</u>
	第1項の表の第 2号	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>
		<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
		<u>9,000円</u>	<u>2,500円</u>
		<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>
		<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
		<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>
		<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>

改正前	改正後																													
		<table border="1"> <tr><td>20,500円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>18,500円</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>25,500円</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>22,000円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>30,000円</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>35,000円</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>29,500円</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>40,500円</td><td>10,500円</td></tr> <tr><td>4,700円</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>6,300円</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>7,500円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>10,200円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>15,100円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>20,600円</td><td>5,500円</td></tr> </table>	20,500円	5,500円	18,500円	5,000円	25,500円	6,500円	22,000円	5,500円	30,000円	7,500円	35,000円	9,000円	29,500円	7,500円	40,500円	10,500円	4,700円	1,200円	6,300円	1,600円	7,500円	2,000円	10,200円	3,000円	15,100円	4,000円	20,600円	5,500円
20,500円	5,500円																													
18,500円	5,000円																													
25,500円	6,500円																													
22,000円	5,500円																													
30,000円	7,500円																													
35,000円	9,000円																													
29,500円	7,500円																													
40,500円	10,500円																													
4,700円	1,200円																													
6,300円	1,600円																													
7,500円	2,000円																													
10,200円	3,000円																													
15,100円	4,000円																													
20,600円	5,500円																													
	<p>第1項の表の第 3号</p>	<table border="1"> <tr><td>12,000円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>26,500円</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>33,000円</td><td>8,500円</td></tr> <tr><td>14,500円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>32,000円</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>41,000円</td><td>10,500円</td></tr> <tr><td>17,500円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>38,000円</td><td>9,500円</td></tr> <tr><td>49,000円</td><td>12,500円</td></tr> <tr><td>20,000円</td><td>5,000円</td></tr> </table>	12,000円	3,000円	26,500円	7,000円	33,000円	8,500円	14,500円	4,000円	32,000円	8,000円	41,000円	10,500円	17,500円	4,500円	38,000円	9,500円	49,000円	12,500円	20,000円	5,000円								
12,000円	3,000円																													
26,500円	7,000円																													
33,000円	8,500円																													
14,500円	4,000円																													
32,000円	8,000円																													
41,000円	10,500円																													
17,500円	4,500円																													
38,000円	9,500円																													
49,000円	12,500円																													
20,000円	5,000円																													

改正前	改正後		
		44,000円	11,000円
		57,000円	14,500円
		22,500円	6,000円
		50,500円	13,000円
		65,500円	16,500円
		25,500円	6,500円
		74,000円	18,500円
		29,000円	7,500円
		64,000円	16,000円
		83,000円	21,000円
	第1項の表の第4号	3,900円	1,000円
		5,300円	1,500円
		4,500円	1,500円
		6,000円	1,500円
	第1項の表の第5号	12,000円	3,000円
		7,400円	2,000円
		24,800円	6,500円
		13,100円	3,500円
		8,400円	2,500円
		6,500円	2,000円
		8,000円	2,000円
		13,800円	3,500円
		18,900円	5,000円
		15,000円	4,000円

改正前	改正後		
		20,500円	5,500円
		18,500円	5,000円
		25,500円	6,500円
		22,000円	5,500円
		30,000円	7,500円
		23,600円	6,000円
		27,600円	7,000円
		31,600円	8,000円
		36,000円	9,000円
		40,800円	10,500円
		46,400円	12,000円
		53,200円	13,500円
		61,200円	15,500円
		70,400円	18,000円
		88,800円	22,500円
		13,700円	3,500円
		18,800円	5,000円
		4,500円	1,500円
		6,000円	1,500円
	第2項の表	3,700円	1,000円
		5,200円	1,300円
		4,700円	1,200円
		6,300円	1,600円
		8,000円	2,000円

改正前	改正後																																				
<p>9 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、<u>第7項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>5 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、<u>次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 805 2033 1364"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 810 1406 853">第1項の表の第1号</th> <th data-bbox="1406 810 1720 853">7,500円</th> <th data-bbox="1720 810 2027 853">4,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 853 1406 896"></td> <td data-bbox="1406 853 1720 896">29,500円</td> <td data-bbox="1720 853 2027 896">15,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 896 1406 940"></td> <td data-bbox="1406 896 1720 940">8,500円</td> <td data-bbox="1720 896 2027 940">4,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 940 1406 983"></td> <td data-bbox="1406 940 1720 983">34,500円</td> <td data-bbox="1720 940 2027 983">17,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 983 1406 1026"></td> <td data-bbox="1406 983 1720 1026">9,500円</td> <td data-bbox="1720 983 2027 1026">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1026 1406 1069"></td> <td data-bbox="1406 1026 1720 1069">39,500円</td> <td data-bbox="1720 1026 2027 1069">20,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1069 1406 1112"></td> <td data-bbox="1406 1069 1720 1112">13,800円</td> <td data-bbox="1720 1069 2027 1112">7,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1112 1406 1155"></td> <td data-bbox="1406 1112 1720 1155">45,000円</td> <td data-bbox="1720 1112 2027 1155">22,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1155 1406 1198"></td> <td data-bbox="1406 1155 1720 1198">15,700円</td> <td data-bbox="1720 1155 2027 1198">8,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1198 1406 1241"></td> <td data-bbox="1406 1198 1720 1241">51,000円</td> <td data-bbox="1720 1198 2027 1241">25,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1241 1406 1284"></td> <td data-bbox="1406 1241 1720 1284">17,900円</td> <td data-bbox="1720 1241 2027 1284">9,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1284 1406 1327"></td> <td data-bbox="1406 1284 1720 1327">58,000円</td> <td data-bbox="1720 1284 2027 1327">29,000円</td> </tr> </tbody> </table>	第1項の表の第1号	7,500円	4,000円		29,500円	15,000円		8,500円	4,500円		34,500円	17,500円		9,500円	5,000円		39,500円	20,000円		13,800円	7,000円		45,000円	22,500円		15,700円	8,000円		51,000円	25,500円		17,900円	9,000円		58,000円	29,000円
第1項の表の第1号	7,500円	4,000円																																			
	29,500円	15,000円																																			
	8,500円	4,500円																																			
	34,500円	17,500円																																			
	9,500円	5,000円																																			
	39,500円	20,000円																																			
	13,800円	7,000円																																			
	45,000円	22,500円																																			
	15,700円	8,000円																																			
	51,000円	25,500円																																			
	17,900円	9,000円																																			
	58,000円	29,000円																																			

改正前	改正後																																	
		<table border="1"> <tr><td><u>20,500円</u></td><td><u>10,500円</u></td></tr> <tr><td><u>66,500円</u></td><td><u>33,500円</u></td></tr> <tr><td><u>23,600円</u></td><td><u>12,000円</u></td></tr> <tr><td><u>76,500円</u></td><td><u>38,500円</u></td></tr> <tr><td><u>27,200円</u></td><td><u>14,000円</u></td></tr> <tr><td><u>88,000円</u></td><td><u>44,000円</u></td></tr> <tr><td><u>40,700円</u></td><td><u>20,500円</u></td></tr> <tr><td><u>111,000円</u></td><td><u>55,500円</u></td></tr> </table>	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>	<u>66,500円</u>	<u>33,500円</u>	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>	<u>76,500円</u>	<u>38,500円</u>	<u>27,200円</u>	<u>14,000円</u>	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>	<u>40,700円</u>	<u>20,500円</u>	<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>																
<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>																																	
<u>66,500円</u>	<u>33,500円</u>																																	
<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>																																	
<u>76,500円</u>	<u>38,500円</u>																																	
<u>27,200円</u>	<u>14,000円</u>																																	
<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>																																	
<u>40,700円</u>	<u>20,500円</u>																																	
<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>																																	
	<u>第1項の表の第2号</u>	<table border="1"> <tr><td><u>6,500円</u></td><td><u>3,500円</u></td></tr> <tr><td><u>8,000円</u></td><td><u>4,000円</u></td></tr> <tr><td><u>9,000円</u></td><td><u>4,500円</u></td></tr> <tr><td><u>11,500円</u></td><td><u>6,000円</u></td></tr> <tr><td><u>12,000円</u></td><td><u>6,000円</u></td></tr> <tr><td><u>16,000円</u></td><td><u>8,000円</u></td></tr> <tr><td><u>15,000円</u></td><td><u>7,500円</u></td></tr> <tr><td><u>20,500円</u></td><td><u>10,500円</u></td></tr> <tr><td><u>18,500円</u></td><td><u>9,500円</u></td></tr> <tr><td><u>25,500円</u></td><td><u>13,000円</u></td></tr> <tr><td><u>22,000円</u></td><td><u>11,000円</u></td></tr> <tr><td><u>30,000円</u></td><td><u>15,000円</u></td></tr> <tr><td><u>35,000円</u></td><td><u>17,500円</u></td></tr> <tr><td><u>29,500円</u></td><td><u>15,000円</u></td></tr> <tr><td><u>40,500円</u></td><td><u>20,500円</u></td></tr> <tr><td><u>4,700円</u></td><td><u>2,400円</u></td></tr> </table>	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>																																	
<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>																																	
<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>																																	
<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>																																	
<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>																																	
<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>																																	
<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>																																	
<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>																																	
<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>																																	
<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>																																	
<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>																																	
<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>																																	
<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>																																	
<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>																																	
<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>																																	
<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>																																	

改正前	改正後	
		<u>6,300円</u> <u>3,200円</u>
		<u>7,500円</u> <u>4,000円</u>
		<u>10,200円</u> <u>5,500円</u>
		<u>15,100円</u> <u>8,000円</u>
		<u>20,600円</u> <u>10,500円</u>
	第1項の表の第 <u>3号</u>	<u>12,000円</u> <u>6,000円</u>
		<u>26,500円</u> <u>13,500円</u>
		<u>33,000円</u> <u>16,500円</u>
		<u>14,500円</u> <u>7,500円</u>
		<u>32,000円</u> <u>16,000円</u>
		<u>41,000円</u> <u>20,500円</u>
		<u>17,500円</u> <u>9,000円</u>
		<u>38,000円</u> <u>19,000円</u>
		<u>49,000円</u> <u>24,500円</u>
		<u>20,000円</u> <u>10,000円</u>
		<u>44,000円</u> <u>22,000円</u>
		<u>57,000円</u> <u>28,500円</u>
		<u>22,500円</u> <u>11,500円</u>
		<u>50,500円</u> <u>25,500円</u>
		<u>65,500円</u> <u>33,000円</u>
		<u>25,500円</u> <u>13,000円</u>
		<u>74,000円</u> <u>37,000円</u>
		<u>29,000円</u> <u>14,500円</u>
<u>64,000円</u> <u>32,000円</u>		

改正前	改正後		
		83,000円	41,500円
	第1項の表の第4号	3,900円	2,000円
		5,300円	3,000円
		4,500円	2,500円
		6,000円	3,000円
	第1項の表の第5号	12,000円	6,000円
		7,400円	4,000円
		24,800円	12,500円
		13,100円	7,000円
		8,400円	4,500円
		6,500円	3,500円
		8,000円	4,000円
		13,800円	7,000円
		18,900円	9,500円
		15,000円	7,500円
		20,500円	10,500円
		18,500円	9,500円
		25,500円	13,000円
		22,000円	11,000円
		30,000円	15,000円
		23,600円	12,000円
		27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円	
	36,000円	18,000円	

改正前	改正後		
		40,800円	20,500円
		46,400円	23,500円
		53,200円	27,000円
		61,200円	31,000円
		70,400円	35,500円
		88,800円	44,500円
		13,700円	7,000円
		18,800円	9,500円
		4,500円	2,500円
		6,000円	3,000円
	<u>第2項の表</u>	3,700円	1,800円
		5,200円	2,600円
		4,700円	2,300円
		6,300円	3,200円
		8,000円	4,000円
<p><u>10 第4項及び第7項から前項までの規定の適用がある場合における第112条第3項及び第4項の規定の適用については、第5項及び第6項の規定を準用する。</u></p> <p>(狩猟税の課税免除)</p> <p>第24条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）</p>	<p>(狩猟税の課税免除)</p> <p>第24条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）</p>		

改正前	改正後
<p>に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第165条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第165条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p> <p>（狩猟税の税率の特例）</p> <p>第24条の2 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」と</p>	<p>に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に行われた場合には、第165条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成36年3月31日までの間に行われたときは、第165条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p> <p>（狩猟税の税率の特例）</p> <p>第24条の2 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」と</p>

改正前	改正後
<p>いう。)を行った場合における狩猟税の税率は、第165条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合<u>にあつては</u>、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>いう。)を行った場合における狩猟税の税率は、第165条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合<u>には</u>、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

(佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐賀県税条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、佐賀県税条例附則第19条第1項の改正規定中「第4項第2号」を「同項第2号」に、「第2条第14項」を「第2条第16項」に改め、「一般乗合用バス」に」の次に「、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第1号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第2号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に」を加え、同条第4項から第10項までを削る改正規定中「同条第4項から第10項まで」を「同条第4項及び第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中佐賀県県税条例第34条の2の改正規定及び同条例附則第12条第1項の改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の佐賀県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の2及び附則第12条第1項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の

県民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第34条の2及び附則第12条第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の2	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
附則第12条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

（自動車取得税に関する経過措置）

- 第3条** 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 第4条** 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。